

明治元年堺に於ける佛國水兵殺害事件

赤尾藤市

幕末内外世情紛糾の際に當つて、有識者の間に流れてゐた思潮は、尊皇攘夷と、佐幕開國の二大潮流とされてゐる。然し乍ら佐幕的開國主義が、却つて進歩的な根本思想から發したものでないと共に、保守的と考へられてゐる。尊皇攘夷思想の底流が、實は非常に遠大な立脚點に立つ進歩的思想にその基調を有してゐることを無視してはならないのである。尊皇攘夷論の泰山北斗と仰がれた水戸政教學の究極の目的は、決して保守鎖國にあつたのではなく、皇國をして宇内萬國の統一者たらしめんとする遠大な開國發展といふ點にあつた。されば當時幕府が已むなく外國に迫られて開國策を執つたといふ様な屈辱的方針は、その最も排撃する所であつた。幕末に至つて、攘夷主義は幕府を窮地に陥れんがための倒幕派の手段であつて、攘夷そのものに目的を有したのではなかつた。

さればこそ征夷府倒壞の晝、明治新政府の首腦と目された岩倉・大久保等の政治家は、何れも從來の非開國主義を放擲して一顧だにも與へなかつた。舊幕府が不本意乍ら外國に壓迫せられて已むなく通商條約を締結したのに對し、明治新政府は進んで我より交りを厚うせんことを列國に求めた。

かゝる新政府の對外策に非常な不滿反感をもつたものは、保守的尊皇攘夷即ち尊皇鎖國論者であつた。かゝる保守主義者は新時代の世情に暗い地方士族階級に特にかつた。彼等は舊幕時代にも増して外人が自由に我が國土内に立入り、更に紫宸殿に於て謁見を賜はるなどといふ事を、この上もない神州の恥辱と考へたのである。そのためこれ等保守主義者の外人に對する暴行を取締るために、政府は言語に絶する苦心を拂つたのである。嘗つ

て寛永年度に多數國民の意志に反して鎖國した徳川幕府は、二百餘年の後必要に迫られて開國せんとした時、多數の國民から猛烈な反對を受けるに至つた。幕末に及んで尊皇倒幕派は攘夷思想をあふつて幕府を窮地に陥れたが、今や倒幕の目的達成の曉に於て、自ら作り出した攘夷思想のために屢々苦杯をなめさせられた。蓋し徹底した尊皇攘夷論は、決して單なる鎖國、單なる排外ではなかつたのであるが、その眞意を解することの出来ない多數の尊皇攘夷論者は、尊皇即攘夷、倒幕即鎖國排外と信じ込んでゐたのである。

かゝる所から必然的に外人に對する暴行事件が頻發した。新政府成立早々の明治元年初頭に於て、政府の對外政策に重大影響を與へたこの種暴行事件が相次いで三回も起つてゐる。即ち元年正月十一日岡山藩家老日置帶刀が兵を率ゐて神戸通行中、その従者が英國人と争鬪を演じた。そのため一時神戸は英米兩國の出兵によつて、我が佩刀者の通行を抑止せられた。これは責任者瀧澤三郎正信の割腹によつて事なく解決した。つゞいて又二月十

五日佛國軍艦デュブレー號の乗組兵が堺浦に上陸した際、同地守備の任に當つてゐた土佐藩士に殺傷せられ、被害者十數名に及んだ。更に二月晦日京都に於て英國公使パークスが三枝翁・朱雀操等の刺客等に襲はれた。この三事件は何れも同様の動機から發生したものであるが、その中でも特に堺事件は被害者の多人数であつたこと、相手が新政府に最も惡意をもつ佛國であること、更にその處決が内外人に異常なセンセーションを與へた事などの諸點に於て、他の二事件よりも特に重大視せられるのである。この事件の概略に就いては嘗つて『堺市史』に於て可成詳細な説明が試みられた。然るに昭和十一年以來外務省調査部編纂の『大日本外交文書』が公刊せらるるに及んで、堺事件の關係文書七、八十通が公けにせられ、この事件の顛末を知悉することが容易となつた。本稿は前文書を中心として、堺市史（第三、六）その他維新史關係の成書を参照して起筆せんとするのである。引用史料の出所を明記しないが、その殆んど全部が前記外交文書の第一卷中に収録のものである。

一、事件の發生

慶應三年秋徳川慶喜大政奉還以後、堺市警備の任に當つてゐた幕吏は伏見・鳥羽の兵變を機に逸早く逃亡し、市内は全く無政府的混亂状態に陥つた。新政府はこの地を重要視して、各藩の兵を以て市中警備の任に當らしめたが、中にも土佐藩の堺鎮撫は、明治元年正月十日六番隊長箕浦猪之吉が藩兵を率ゐて來堺、土州役所の名を以てよく市中の安謐を恢復した功績からざるものがあつた。

儲て二月十五日早朝佛國人二名が宇和島藩士と共に、大阪から陸路堺に入らんとして大和橋に差しかつた際、箕浦等は外國事務局から何らの通知も受取つてゐなかつたので、この佛人を追ひ返した。一方天保山沖に假泊中の佛軍艦デュブレー Duplex は、陸路を行つた前記二名の佛人出迎へのため堺浦へ廻航した。蓋し二名の佛人は堺附近測量のためであつたものの如くである。デュブレー乗組員數十名は二隻のバッテリーに分乗上陸の上

市中を徘徊した。土佐藩兵隊司令士の届書によれば、夷人が海濱附近で亂暴中との市民の訴へをうけ、直ちに出發の準備をなし人員調査中、軍監府から即刻出張せよとの命を受けたので海岸に急行したが、途中の民家は門戸を鎖して非常に恐怖の態であり、「最初より外國奉行之命を不傳、通辯官をも不取、我政府之許しを不受卒然と入港いたし、終に上陸、猥に婦女子を恐怖せしめ、或は社閣を猥に穢し候段一々言語に絶し候次第（ママ）」とあつて、事件發生當時市中の状態が如何なるものであつたか、更に土佐藩士等の眼に映じた外夷暴舉なるものが、如何なる性質、程度のものであつたか、凡そ想像出來たのである。又別の届書によると、市中往來の婦女子に對して手を取り、或は佛殿へ唾吐などする由市民から注進があつたとあるが、前後の事情から考へて多少事實を誇張した報告ではないかと思はれない節もないのである。とも角市民一般の不安動搖と、土佐藩兵等の極度に緊張した空氣だけは、不詳事發生の重要な素因をなすものと認められたのである。

更にその上箕浦猪之吉、西村左平次兩隊長が佛兵と交渉談判を開始した際、通辯官を欠いたため、同日朝の如く諭示歸艦せしめんとするもその意を通じ得ず、加之隙を見て逃亡せんとする形勢があり、剩さへその場にあつた警備隊の隊旗を奪取するなどの暴舉に出たので、土藩兵等奮然隊旗を奪還すると共に、佛兵を捕拿せんと試みた所素早く逃亡した。之を追跡して海岸に至り、バッテリーに乗艇退浦せんとするを、「如此大暴發之夷人其儘返し候而は、第一御國辱ニ相成而已ならず、取締之兵として右様之如く返し候而は私職掌も相立不申」と考へて、軍監府の下知を待たず發砲打拂の舉に出たのである。中には鳶口、熊手を擬して立向つた藩兵もあり、更におくれ馳せに驅けつけた者の中には、銃聲を聞いて何等の事情たるやも解せず、海中に浮きつ沈みつしてゐる遭難者にまで射撃を加へたので、忽ちの間に十數人の死傷者を生じた。事件發生の際の事情如何に拘らず、常識的立場から觀て稍く暴舉といふべきであつて、箕浦等隊士の胸中にある攘夷思想の一端を窺知せしめるのである。

この舉に参加した横田辰五郎の手記によると、同日夜海岸で物見中の藩兵が本隊に立歸つて、バッテリー數隻に分乘した外人が海岸を乗り廻してゐる旨報告した。死體搜索のため引返したものと思はれるが、或は更に佛艦襲來もやと懸念して、油斷なく二、三人の見張を港口の臺場へ交代で詰めさせた。堺臺場守備の任に當つてゐた岸和田藩兵も、「砲臺に而唐眼鏡を居へ兵庫の方角を見渡相詰候」といつた様な物々しい警戒を終夜つゞけてゐた。市民の中には家財類を他へ運搬する者すらあつた。

翌日佛國公使レオン・ロッシュからは早速外國事務總督伊達宗城、同東久世通禧宛抗議要求を提出した。即ち先づ被害者の死體引渡しと、行方不明者の捜査を迫り、之に對しては相當と心得候處置に及候事と強硬な態度を示してゐる。この時の公使書翰の附屬文書によると、即死二人、負傷七人、行方不明五人、無事歸艦六人となつてゐる。

當時新政府に於ては諸外國と和親交際の事を決し、正月十五日勅使東久世通禧は神戸に赴いて英佛以下六國公

使と會見し、大政復古を報ずる國書を交付して之を各本國に送附せしめた。且つ同日次の如き外交に關する布告書を國內に出した。

外國之儀ハ先帝多年之宸憂ニ被爲在候處幕府從來之失錯ニヨリ因循今日ニ至リ候折柄世態大ニ一變シ大勢誠ニ不被爲得已此度朝議之上斷然和親條約被爲取結候就テハ上下一致疑惑ヲ不生大ニ兵備ヲ充實シ國威ヲ海外萬國ニ光耀セシメ祖宗先帝之神靈ニ對答可被遊徽慮ニ候間天下列藩士民ニ至ル迄此旨ヲ奉戴心力ヲ盡シ勉勵可有之候事下

斯く列國と交りを厚うすることに決定した以上、國際的慣習に従つて天皇親しく列國公使を召見せらるべきであるので、二月十四日その旨各國公使に傳へた。偶々その翌日に至つて堺事件の暴發を見たのである。政府當路者の驚愕動搖が如何に大きかつたかは言を俟たない所である。事件發生の翌十六日外國事務總督伊達宗城の三條・岩倉兩副總裁に對する上申書中に、「實ニ不容易大危急ニ至焦慮當惑此時ニ御座候。」とか、「是までで御鼎力

日頃御沙汰相成今一步之處ニ而も意外之憂患と相至御互ニ切齒痛憤ニ不堪。」と極言してゐるところなど、當時に於ける當路要人の胸中が如何なるものであつたかを知悉せしめるのである。早速參與兼外國事務係五代才助厚を堺に急行せしめ、死體探查その他應急の處置をとらしめた。この時作製せられた死體調書によると、士官一人頭部と左手に各々貫通銃創をうけ、水夫四人は腹部、兩眼等に各々一、二發の貫通創、他に溺死水夫二人、合計七人に及んでゐる。これを直ちに佛國側に引渡すと共に、

國內に對しては重ねて外國和親に關する諭告を出して一般人士の自重を促した。更に土佐藩山内豊信・豊範父子に御沙汰書を賜はり、父子同心協力して速かに徽慮を安んじ奉る様格別の盡力有之様と達せられた。列國公使に對しては遺憾の意を表明すると共に、出来るだけ速かに善後處置を講じて外國交際のことは何等不都合無之様萬全の策を取るべき旨の聖旨を傳達せしめられた。

二、佛國公使の要求と列國公使の態度並びに我政府の苦心

諸て佛國公使は各國公使と協議の末、次の如き五ヶ條の要求を提出して來た。

第一ヶ條

堺ニ於テ土佐ノ人兵隊指揮セシ士官兩人竝佛人ヲ殺害セシ者殘ラス此書面京師へ届キシ後三日ノ内右暴行ニ及ヒシ場所ニ於テ日本ノ官員竝佛國海軍兵隊ノ眼前ニ於テ首ヲ打斬候事

但當節大阪ニアル土佐ノ家老其場ニ立會可申事

第二ヶ條

殺害ニ逢シ士官竝水夫ノ家族等扶助ノ爲トシテ十五萬トルラノ高ヲ土佐侯ヨリ差出シ是ヲ佛國政府へ可相納事

第三ヶ條

親王ノ内朝廷ノ外國事務第一等ノ執政タル人佛國兵隊ノ指揮官へ其政府ヨリノ詫辭ヲ申入ル、爲メウエヌス船中ニ來リ可申事

第四ヶ條

土佐侯自分ウエヌス船中ニ來リ堺表ニ於テ自國人佛人ニ

對シ暴行ニ及ヒシ事如何ニモ氣ノ毒ニ存候就テハ宜ク寬恕セラレ度候トノ趣ヲ自分申述ラレ候事尤之カ爲メ土佐ノ城下近邊ニ右船ヲ相廻ヘク候事

第五ヶ條

以來土佐之者兵器ヲ帶外國人ノ爲開タル港ヲ通行シ又ハ爰ニ滯留スル事ヲ嚴敷禁スル事

佛國ミニストルニハ右五ヶ條速ニ一々所置アラン事ヲ望ム此公平ナル申立ヲ其通所置セラレ事落着スル上ハ

此程悄然離間セシ懇情平和ノ交際ヲ改メテ速ニ取結ハシテ事ヲ望ム

以上の抗議要求の内容は、暴行事件發生の事情から考へて餘りにも苛酷を極めたものであつた。

同日英國公使パークスは我が政府に勸告書を送り來つて、佛國の要求は公平至當のものであるから早速に承諾せられて然るべきであるとすゝめてゐる。その言辭甚だ峻激を極め、「各國公使へ始末を被申逆候言譯は全く許言ニ而行衛を不知佛人之義ニ付注進無之を聞き猶一層公使共憤怒致せし事ニ候。」とて許言云々と詰つてゐる點は、

事件發生の二月十五日夜土佐藩からの届書に、「今日セツ時頃泉州堺新地と申所へ外國人廿人斗致上陸及亂妨取締爲致候由之處外國人二人斗應接中一人逃去如何應答仕り候哉兵隊之内より及砲發役手之者より差止相殘一人乗船爲致差返置云々」とあつたのを、そのまゝの趣旨で取急ぎ佛國公使に陳述したため、死傷者、行方不明者の件に一言もふれてゐなかつた點に關するものである。同じく米、普、伊等各國公使よりも同様趣旨の勸告書を送り來つた。茲に興味ある事は、後我國人の布哇出稼問題で面倒な關係を惹起した米人ヴァン・リード自稱布哇總領事が、舊幕府外國總裁山口直毅に書翰を送つて、堺事件によつて各國公使の横濱入津を機會に、「大君須らく外國人南方の徒を征伐するを援けんことを承諾し一丈夫之舉動あるべし」と勸めて、外人の援助によつて幕權恢復を促してゐる點である。斯くの如く新政府が外交問題窮地に陥つた場合、之を利用して幕權恢復の舉に出でんとする策は、舊幕府關係者にも、又外國人特に佛國側に多分にあつた。但しこの堺事件に際して佛國側が、舊幕府關係者に對し

て何等かの策謀を爲しはしなかつたかといふ點は不明である。然しこの後間もなく發生した京都に於ける英國公使パークス一行の遭難事件の際、佛國公使は直ちにパークスに勸めるに、速かに軍艦に搭じて横濱に赴き、徳川氏に依つて後事を謀るべきを以てしたが、當時パークスは深く新政府特に薩藩の要人等と親交を結んでゐたのでこれに應じなかつた。

而して佛國政府から前述五ヶ條の要求を突き附けられた政府は、その條件の餘りにも苛酷なのに困り果てたのである。副總裁三條實美・同岩倉具視等が伊達宗城・東久世通禧の兩人に送つた密啓中に、我が方に暴發の非ありとは言ひ乍ら、一隊六十餘人の人命を盡く斬戮せば、國內人心の動搖から引いては如何なる攘夷黨の暴發を見んも知れ難いから、英國公使館のサトウの調停に依頼して、隊長兩人か、若しそれも叫び難ければ十人以内位の犠牲者ですむ様周旋盡力を命じてゐる。

この政府の命によつて既に下阪してゐた大久保利通は、小松帶刀・五代才助等と熟議を重ね、猶東久世通禧

等とも種々要求緩和方に努めたが、佛國側の態度甚だ強硬で、且つ英國公使パークスも之を支持してゐたので、朝議種々紛糾を重ねたものの、結局その要求を全部承諾するの外なきに決した。

更に東久世通禧と佛國公使と談判交渉の結果、佛國側は隊員六十六人全部の處刑を求むるものではなく、その中發砲者二十人を責任者として、二月二十三日妙國寺に於て土佐の土法を以て割腹せしむるに決定した。事件發生の現場といふ條件は撤回せられた譯である。第二、第三、第四の條件は後日速かに之を實行することとし、第五條の帶刀者開港場立入並に滯留禁止の件は、責任者の處罰終了後その期限を相談することとして、この際は無條件承諾に決したのである。

三、土佐藩兵の處分

事件發生と同時に、堺警備の土佐藩兵はその任を解き、大阪の藩邸に引揚ぐる様大阪裁判所より達せられ、更に佛國側の要求によつて當日の真相調査が行はれた。その

要求は前記の如く隊員全部の責任を問ふものではなく、直接下手人のみの處刑を求めて來たので、各員發砲の實否を申出でしめた結果、兩隊長を加へて二十九名が處罰せらるゝ事となり、發砲しなかつた者は歸國を命ぜられた。しかも餘りに多人數であつたため、再應發砲の實否を大阪裁判所から調査せしめられたので、神前に於て抽籤の上、二十名を決定した。しかも當籤者は身分輕き士卒でありながら、土分の禮を以て割腹を申付けられたので喜んで難に殉ぜんとした點、流石に土佐武士の氣魄を示したものであつた。

依つて政府は二月二十三日妙國寺境内に於て處刑を實施することとし、當日の警衛は之を細川・淺野兩藩に命じ、二十二日關係各方面にその旨を通告した。

二十三日妙國寺の刑場に於て、外國事務局判事五代才助伊達宗城の名代、細川・淺野兩藩の重役二名、土佐藩家老深尾鼎、監察小南五郎右衛門、佛國側はデュプレー艦長以下數名の將校並びに兵二十餘名立會の下に處刑が行はれた。割腹は隊長箕浦・西村以下型の如く見事な作法を以

て行はれた。箕浦猪之吉先づ従容として場に就き、刀を抜いて臨監の佛人を睥睨し聲を勵まして、夷人吾が割腹を見よと叫んでグサッと腹中を抉り、己れの臟腑を掴んで佛人に投げつけんとする氣勢を示したので、彼等は悚然として面を伏せた。介錯人心中稍々動搖してか箕浦の肩先へ斬り込んだので、箕浦が落着いて斬れとたしなめたので、更に第二刀を下すも未だ死せずと叫び、三度刀を下して漸く絶入した。續いて西村左平次以下何れも自若として死に就き、既に十一人を了つて十二人目の橋詰愛平が場に就いた時は、暮色四邊を籠め凄愴の景まさに鬼氣人に迫るものがあつた。檢使の佛人等はこの状景に氣を呑まれてか、之以上正視するに忍びずとなして、殘員九名の助命を乞うて軍艦に引上げた。武士の切腹作法を見た經驗のない外人にとつて、決然國事に殉ぜんと思ふ面持を以て、従容として死に就いた之等土藩士の態度は、流石にその心膽を寒からしめたものがあつたのであらう。十一人の氏名、年齢及びその辭世の詩歌を次に掲げる。

第六小隊司令 箕浦猪之吉 二十五歳

除却洋氣答國恩 決然豈可省人言

唯令大義傳千載 一死元來不足論

第八小隊司令 西村左平次 二十四歳

風に散る露となる身はいとはねと

心にかゝる國の行すゑ

年を経て骨とかはねは消ゆるとも

名は萬世の後にのこらむ

池上彌十吉 三十八歳

皇國の爲に我身をすてゝこそ

茂るもくらの道開きせん

大石甚吉 三十五歳

我もまた神のみくにの種なれば

猶いさきよきけふのおもひ出

杉本廣五郎 三十四歳

皇國のみ爲となしてわかいのち

捨る今はの胸のすゝしき

勝賀瀬三六 二十八歳

かけまくも君のみ爲と一すちに

おもひ迷はぬしきしまのみち

山本鏡助 二十八歳

塵ひちのよしかゝるとも武士の

底のこゝろはくむ人をくむ

森本茂吉 三十九歳

人こゝろくもりかちなる世の中に

清き心の道開きせん

北代堅助 三十六歳

身命はかくなるものとうち捨て、

とゝめほしきは名のみなりけり

稲田貫之丞 二十八歳

時ありて咲散るとてもさくら花

何かをしまんやまとたましひ

柳瀬常七 二十六歳

魂をこゝにとゝめて日の本の

武き心を四方に示さむ

以上十二首の詩歌を通讀するに、その言ふ所ごとく

く大和武士道精神の精髓であつて、身命を捨て名を重んじ國に殉ずるの心根がよく表現せられてゐて、その行爲は大極から見てもよし誤りとするも、その動機に於ては何れも皇國の武威顯揚といふ點にあつたのである。殊に最初發砲者の處罰が議せられた際、箕浦は隊長の指揮權を以てしたのであるから、その罪が一般士卒に及ぶ理由なしと主張したのに對し、隊員數十名共々に死を希つて喧騒を極めたと傳へられる。しかも遂に佛國側の強硬要求によつて、發砲者全員の死刑となつたものである。而していよく刑場に臨むや、その毅然たる態度が佛人に對して畏怖の念すら生ぜしめ、遂に十一人を以て割腹中止を乞うたのである。

翌二十四日佛國公使レオン・ロッシュユから我が政府に上書を提出して九名の助命を正式に願ひ出でた。

前佛國帝に代り余申置たる償之ケ條を急速其通り處置ありしは偏に貴國政府外國人及び國民に對せられ公平友睦且果斷あるの趣意を示さる、確證なり

右様之證を示されし上は余におゐても余か皇帝之厚意

を表し死刑處せらるゝものゝ全拾登人既ニ其刑に處せられ其餘九人之ものハ今當港ニある余カ國海軍之指揮官等之求請ニよりテ差留めし趣余も不取敢是を聞届ケたれハ右九人之者助命之義を許容し給はらんことを爰に願ふなり

陛下ニは愛民之心情深きを以て必ス此事を許容し給はんを更ニ疑を容れざる處なり左するときハ此事をして全日本國へ遍く知らしむることに至るへき哉是迄外國人を以て仇讐の如く思ひし人々等も向來右様之誤惑なき様盡心意ヲ氷解せしむること出來すへき哉外國人には唯其兄弟たらんを欲するのミなり謹言

以上の文意を通じて考ふるに、日本武士の切腹作法が餘りにも彼等の常識慣習と懸絶してゐて、死といふものに對する從容自若たる態度、且つその凄慘なる場景が彼等に異常な恐怖心を生ぜしめたが爲に遂に死刑中止を提議し乍ら、これを以て恩惠的且親善的態度として巧に之を誇示せんとする意圖が明らかに看取せられるのである。

斯くてこの九名の處置に就いては、更めて朝命のあるまで謹慎を命じ、直ちに細川・淺野兩藩から土佐へ引渡され、二月三十日死一等を免じて流罪に處せられたが、後間もなく赦免された。

以上の如き土佐兵の處分に就いては、當時政府が外國の意を傷けんことをひたすらに恐れて、處罰の當不當を吟味裁定する餘地もなく、若しその行爲違法とすれば指揮者に全責任がある譯であるのに、只指揮官の命によつて行動した一般隊士を極刑に處したのは、國際事情如何に拘らず實に不當なものであつた。それだけに從容として死に就いた十一人の烈士に對しては世人の同情も集つた。殊に外人の前で堂々と日本武士道の作法によつて切腹を遂げた結果、彼等外人を恐怖悚然たらしめ、遂に檢使の任を自ら棄て、逃げ歸らしめたといふ事は忽ち巷間に喧傳せられ、「今度堺で土佐の攘夷が大當り」といふよか／＼節の俗諺まで流行し始めたと傳へられる。

又處刑當日の朝、副總裁岩倉具視の邸前に「天下義士」の名で投書した者があつた。その内容は堺事件に對する

處置の不當を難じ、その他浪華行幸等二、三の問題に就

いての意見である。堺事件の處置に就いては、佛人の堺

立寄りや鎮臺府から市中へは布告し乍ら、何等土佐藩隊

中へ通告しなかつた點鎮臺府の責任である。列國と交際

を開かるゝ以上、朝議に於て正しく公法に則つて處置せ

らるゝならば、その命の通り遵奉すべきは勿論のこと

であるが、今回の如く外人の申出通りに處置せらるゝなら

ば、外國交際開始の上は善惡共に外國の言分通りに行は

るゝ様考へられ、甚だしく國威を損ずるものである。引

いては多年幕府が外國和親を唱へて來た事に非を附け難

くなり、如何なる不詳時の發生を見るやも圖られず、こ

の處政府の進退肝要の所なりと論じてゐる。この投書の

趣意は政府に於ても充分承知して居ればこそ、三條・岩

倉等は土佐藩兵の處分を、國內人心の動搖、攘夷黨の暴

發といふ點と深く關係附けて苦慮したのである。しかも

當時に於ける我國の國際的地位の問題と、加ふるに關東

討伐といふ目前の重大問題を控へて、對外問題に就いて

は極度に消極的ならざるを得なかつた所に、政府當路者

の苦心も亦格別のものがあつたのである。

四、事件の落着

如上土佐藩兵の處刑は、佛國側提出の五ヶ條の要求中の第一條のみであつて、その他の要求條件の實行はずべてその後になされたのである。

二月二十四日外國事務局督山階宮晃親王は伊達宗城を隨へさせられ、堺港にて佛艦に成らせられて、ロッシュ公使に朝旨を傳へ、暴舉一件に就いて我政府の謝意を表せられた。更に翌二十五日土佐藩主山内豊範は大阪に於て同じく佛艦を訪ね、藩兵の暴行に就いて謝辭を陳べた。

土佐藩人が兵仗を携へて開港地内に立入るゝことを禁止する條件はその要求通り實施せられてゐたが、京都に於て山内豊信から直接ロッシュ公使にその期限短縮のことを談判に及んだ結果、遂に佛國側も之を應諾して、三月五日限りその禁を解かるゝこととなつた。

偕て上述の如く堺事件が償金支拂の手續のみを残して漸く解決した時、またもや一大不祥事件が起つた。即ち

二月三十日英國公使パークス參朝の途上、智恩院門前にて浪士三枝翁・朱雀操等の襲撃を受けた。この事件に就いてはパークスが新政府の立場をよく了解してゐたので

所を知らしめた。その中の第四札に外人殺傷事件に關する規定がある。

覺

で堺事件に比してその解決は容易であつたが、しかも度重なる之等外人に對する暴行事件を根絶せしめんことを提議し來つた。即ち從來日本に於て外人を殺傷することを以て義舉と考へるものがあつたが、最早現在に於ては之を恥辱と考へる様、又外國人に對してかゝる行爲に出づることは結局に於て日本政府に害をなすものなれば、右様所業に及びたる者は嚴罰に處する旨日本國中へ布告を出されたしと要求して來た。政府では早速その布告案を作つて列國公使にも廻達したが、しかも之を實施するに就いては外人の言ふがまゝに屈して、かゝる處置に出づるものとなして、如何なる攘夷黨の暴發あらんも圖り難しと苦慮し、人心鎮靜をまつて新たに發布する法典の一部に加へんとしたが、英國公使からしきりに催促をうけたので、三月十五日舊幕府の掲榜を一切撤去し、更めて禁令五ヶ條を國內に布告して一般國民の準據すべき

今般王政御一新ニ付朝廷ノ御條理ヲ追ヒ外國御交際ノ

儀被仰出諸事於朝廷直ニ御取扱被爲成萬國ノ公法ヲ以條約御履行被爲在候ニ付テハ全國ノ人民叡旨ヲ奉戴シ

心得違無之様被仰付候自今以後猥リニ外國人ヲ殺害シ或ハ不心得ノ所業等イタシ候モノハ朝命ニ悖リ御國難

ヲ釀成シ候而已ナラス一旦御交際被仰出候各國ニ對シ皇國ノ御威信モ不相立次第甚以不屆至極ノ儀ニ付其罪

ノ輕重ニ隨ヒ七列ノモノト雖モ削士籍至當ノ典刑ニ被處候條銘々奉朝命猥リニ暴行ノ所業無之様被仰出候事

三 月

太 政 官

斯くの如き政府の禁令並びに三枝翁等に對する嚴罰の結果この後外人に對する暴行事件は漸くに減少するに至つたが、しかも猶一般士民の胸中にある攘夷思想を一掃することは容易でなく、その後も屢々外人との間に行違

を生じ、明治初期に於ける外交上の一大困難事であつた。特に土佐、熊本等西南諸藩の士族に多かつたのである。しかし堺事件を目して一般世人はむしろ壯舉となし、一人の犠牲者に對しては非常な尊敬と賞讃を惜しまなかつた。

儲て残された問題は償金十五萬ドル支拂の件であるが、三月二十九日政府から土佐藩へ取敢へず内金五萬ドル支拂の準備を命じた。然るに土佐藩からは藩の財政不如意を理由として調達困難を訴へ支拂猶豫を申請して來た。政府に於ても幕末以來多年國事に力をつくして來た土佐藩のことであつて、その財政困難の事情もよく了解してゐたので、種々事情を考慮した上漸くにして第一回支拂分五萬ドルは銅十三萬斤を賣却して調達し、九月及び十二月に第二、三回分都合十五萬ドル全額支拂を佛國側へ通告した。これで直接この事件に就いては一切解決がついた譯である。

所謂堺事件なるものを維新史の全局面から通觀するに、第一に明治新政府が舊幕時代の尊皇攘夷論を一擲し

て、外國和親に變節した事に對する一般人士の不滿反感といふことが、この種暴行事件の處置に就いて政府の最も苦慮した點である。第二の問題として、百數十年來天下事無く、慶長・元和の昔に於ける武夫の意氣既に地を拂つたかに見られたが、妙國寺に於ける十一士が從容自若として國事に殉じた態度は、傳統的武士道精神の發露として、内外人にひとしく深い感銘を與へた。殊に藩兵中には士籍に入らない卒兵が多かつたが、その烈々たる態度は實に天晴れ武人の龜鑑となすべきものであつた。第三にかゝる性質の問題に對して、歐米列國の駐日公使が共同動作を以て我が政府に重壓を加へてゐる點を見逃してはならない。その他償金支拂方法に關して新政府並びに諸藩の財政難の一端を窺知し得る點など、明治初年に於ける内外政治外交上諸問題に對する幾多の示唆を含んでゐる。就中土佐藩兵の自重隱忍が前月に發生した神戸事件に於ける瀧善三郎正信の引責割腹と共に、大阪灣沿岸に於て第二の香港、第二の廣州灣を作らしめなかつた點に深く思ひをいたすべきである。(完)